

# 令和3年度 月額利用者負担額（保育料）基準額表【無償化後】

[幼稚園]

## 【教育標準時間認定（1号）】

階層区分		児童区分	利用者負担額
1	生活保護世帯等	—	0円
2	市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	第1子	0円
		第2子	0円
		ひとり親世帯等	0円
3	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	第1子	0円
		第2子	0円
		ひとり親世帯等 第1子	0円
		第2子	0円
4	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	第1子	0円
		第2子	0円
5	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	第1子	0円
		第2子	0円

### 利用者負担額の算定について

- ① 階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額により決まります。ただし、父母以外の世帯員(祖父母等)が家計の中心者である場合は、家計の中心者の市町村民税所得割課税額も合計額に含まれます。
  - ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く。)を控除する前の金額になります。
  - ③ 児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園等に通う子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもが第1子(全額)、2人目の子どもが第2子(半額)、3人目以降は0円となります。
  - ④ 児童区分は、小学校3年以下の範囲において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園に通う子どもがいる場合、最年長の子どもから数え、1人目の子どもが第1子(全額)、2人目の子どもが第2子(半額)、3人目以降は0円となります。
  - ⑤ 市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。
- ⑥ 「ひとり親世帯等」とは母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯をいいます。